

平成20年度市町村における高齢者虐待(家庭内虐待)の状況調査結果(鹿児島県)

(平成21年3月31日現在)

1 調査の概要

- (1) 当該調査は、厚生労働省老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室の依頼により、県を通じ各市町村に照会したものである。
- (2) 調査対象期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までである。

(単位：件)

区分		平成20年度(A)	平成19年度(B)	増減(A-B)	比率(平成20年度)	
1 相談・通報の状況	相談・通報対応件数	326	275	51		
	介護支援専門員・介護保険事業所職員	161	122	39		
	家族・親族	45	30	15		
	市町村行政職員	32	21	11		
	被虐待者本人	26	21	5		
	民生委員	22	26	-4		
	警察	18	27	-9		
	近隣住民・知人	14	16	-2		
	虐待者自身	3	1	2		
	その他	22	20	2		
	不明(匿名を含む)	3	1	2		
計	346	285	61			
2 虐待の発生状況	1のうち虐待と認定した件数	220	139	81		
	身体的虐待	136	82	54		
	心理的虐待	86	45	41		
	介護の放棄等	67	46	21		
	経済的虐待	59	41	18		
	性的虐待	3	1	2		
計	351	215	136			
1 相談・通報の状況	事実確認の状況					
	訪問	194	164	30		
	関係者からの情報収集	80	93	-13		
	立入調査	22	3	19		
	調査不要と判断	10	1	9		
	対応を検討中	20	17	3		
計	326	278	48			

		区分	平成20年度(A)	平成19年度(B)	増減(A-B)	比 率(平成20年度)
3 被 虐 待 者 の 状 況	被 虐 待 者 の 性 別	男	58	29	29	
		女	184	110	74	
		計	242	139	103	
	被 虐 待 者 の 年 齢	65-69歳	16	11	5	
		70-79歳	77	50	27	
		80-89歳	122	58	64	
		90歳以上	27	17	10	
		不明		3	-3	
		計	242	139	103	
	被 虐 待 者 の 介 護 保 険 の 申 請	認定済	168	90	78	
		未申請	64	41	23	
		申請中	4	2	2	
		認定非該当(自立)	6	4	2	
		不明	0	2	-2	
		計	242	139	103	
	介 護 保 険 認 定 済 者 の 要 介 護 度	要支援1	11	4	7	
		要支援2	21	10	11	
		要介護1	41	19	22	
		要介護2	30	18	12	
		要介護3	30	15	15	
		要介護4	20	16	4	
		要介護5	15	6	9	
		不明	0	2	-2	
		計	168	90	78	
介 護 保 険 認 定 済 者 の 認 知 症 日 常 生 活 自 立 度	自立又は認知症なし	28	10	18		
	自立度I	29	16	13		
	自立度II	56	18	38		
	自立度III	31	21	10		
	自立度IV	16	9	7		
	自立度M	7	2	5		
	認知症はあるが自立度不明	1	9	-8		
	認知症の有無が不明	0	5	-5		
	計	168	90	78		

区分		平成20年度(A)	平成19年度(B)	増減(A-B)	比率(平成20年度)		
4 虐待者 の 状況	虐待者 ※重複あり	息子	110	65	45		
		娘	45	29	16		
		夫	35	20	15		
		息子の配偶者(嫁)	14	10	4		
		妻	10	3	7		
		孫	10	4	6		
		兄弟姉妹	5	1	4		
		その他	15	7	8		
		計	244	139	105		
5 世帯 の 状況	虐待者との同居・別居	虐待者と同居	191	111	80		
		虐待者と別居	28	23	5		
		その他	1	5	-4		
		不明	0	0	0		
		計	220	139	81		
世帯 構成		未婚の子と同一世帯	101	51	50		
		夫婦二世帯	35	18	17		
		既婚の子と同一世帯	34	27	7		
		単身世帯	21	17	4		
		その他	29	24	5		
		不明		2	-2		
計	220	139	81				
6 対応 状況	分離の有無※前年度通報分も含む	虐待者と被虐待者を分離	92	56	36		
		虐待者と被虐待者を非分離	124	82	42		
		被虐待者が複数で分離と非分離を実施	0	1	-1		
		対応を検討中	18	3	15		
		その他	4	6	-2		
		計	238	148	90		
	上記のうち分離の内訳		契約による介護保険サービスの利用	34	17	17	
			老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	14	15	-1	
			医療機関への一時入院	18	9	9	
			緊急一時保護	12	2	10	
			その他	14	14	0	
計			92	57	35		
※重複あり(見守りのみを除く)	上記のうち非分離の内訳	養護者に対する助言・指導	66	38	28		
		被虐待者がケアプラン見直しによる介護保険サービスの継続	35	15	20		
		見守りのみ	32	25	7		
		被虐待者が介護保険サービスを新たに利用	27	4	23		
		被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	8	11	-3		
		養護者が介護負担軽減のために事業に参加	3	2	1		
		その他	14	14	0		
計	185	109	76				

養介護施設従事者等による高齢者虐待（施設内虐待）の状況

期間：平成20年4月1日～平成21年3月31日

事 項	内 容
①虐待の状況	
被虐待者の状況 (3名)	○被虐待者1 ・性 別：女 ・年齢階級：80歳～84歳 ・心身の状態等：要介護2 ○被虐待者2 ・性 別：女 ・年齢階級：85歳～89歳 ・心身の状態等：要介護2 ○被虐待者3 ・性 別：女 ・年齢階級：85歳～89歳 ・心身の状態等：要介護5
虐待の種類	・身体的虐待
②虐待に対してとった措置	・介護保険法に基づく勧告
③虐待を行った施設等のサービス種別	・認知症対応型共同生活介護
④虐待を行った従事者等の職種の職種	・介護職員

(注)

- ・市町村は養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報又は届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、都道府県に報告しなければならないこととされています。
(高齢者虐待防止法第22条)
- ・また、都道府県は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表することとされています。(高齢者虐待防止法第25条)